

その他の奨学金一覧表(日本学生支援機構を除く)

* 例年、本学に募集のある奨学金について掲載しています。実際に募集が来ているかは、学生支援班窓口で確認してください。

* 奨学生の募集はそのつど、管理棟掲示コーナーに掲示します。詳細は掲示・募集要項等で確認して下さい。

* その他、病院が独自に実施する奨学金もあります。3号館1階キャリアサポートセンター内に設置している各病院の求人票をご覧ください。なお、その場合将来その病院に就職することを前提とした奨学金が多く、また一定年数を勤務することにより返還免除となるものもあります。

団体名	学部	院生	募集対象	給付	貸与	月額	年額	受給額(円)	募集通知時期(参考)	応募〆切(学生支援班)
1 福岡県立大学 和田紘子奨学基金	○		後期授業料減免申請時において、減免とならなかった看護学部3・4年生(編入生・休学中のものは除く)のうち、看護に対する熱意と強い意志を持つ学生1名。	○			○	年間授業料の半額相当分(250,000円)	8月	10月初旬(後期授業料減免申請〆切日)
2 財団法人朝鮮奨学会	○	○	日本の学部および大学院の正規課程に在籍している韓国人・朝鮮人学生(韓国籍・朝鮮籍学生、本国からの留学生も含む)で、学業成績が優良で学費の支弁が困難な者。※本会奨学金額以上の他の奨学金重複受給は不可。	○			○	学部25,000/院生40,000	2月中旬	4月中旬(新規・継続)
3 電通育英会			大学(大学院を除く)に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康である。推薦の支弁が困難と認められるもの。なお、大学既卒者(新編入生または学士入学の方、留年した方、30歳以上の方は不可)。	○	○	○	○	学部40,000	3月上旬	4月24日
4 あしなが育英会	○	○	保護者等が病氣や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障がいを負い、教育費に困っている家庭の子供。大学院奨学生については、本会の本学奨学生だった方で1年生(20歳未満)。	○	○	○	○	学部生 一般40,000 特別50,000/大学院生 80,000	4月上旬	5月8日
5 財団法人交通遺児育英会	○	○	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けず、経済的に修学が困難な学生(大学院生)で申込み時に29歳までの人。	○	○	○	○	学部4・5・6万円から選択/院生5・8・10万円から選択	4月下旬	①第一次5月24日・第二次9月5日②大学院生 5月24
6 財団法人長崎県育英会	○		次の各号に該当することが必要。①長崎県内に住所を有する者の子弟など。②大学に在学しているもの(大学院を除く)③経済的理由により就学困難で、かつ、人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者。*他公私団体の奨学金制度との併給は認めません。但し、重複併給はできません。	○			○	学部41,000	3月上旬	4月15日
7 宮崎県育英資金	○		本人の生計を主として維持する方が宮崎県内に居住しており、本人が大学に在学していること。	○	○	○	○	自宅44,000/自宅外50,000	3月上旬	4月30日
8 公益信託池田育英会トラスト	○	○	愛媛県内の高等学校を卒業している方、または保護者(奨学生が成人の場合は、保護者であった方)が愛媛県内に居住している方で、大学または大学院に在学する次の要件を満たす方。*専攻分野不問・他の奨学金との併給可。①大学に在学する2年生以上の方(新入生不可)②大学院に在学する方(学年不問)③学業・人物ともに優秀で、経済的支援の	○			○	学部・院生17,000 ※毎年7月・10月に10万2千円を給付	3月上旬	5月8日 ※個人応募
9 財団法人吉本章治奨学会	○	○	①日本国籍の有無にかかわらず福岡県内に居住する、大学・大学院生及び日本の大学(大学院)に在学している海外からの留学生の中で向学心に燃え経済的理由で学費の支弁が困難な者。②且つ、日本学生支援機構その他の公私団体からの奨学金の貸与または給付を受けていない者	○			○	学部・院生30,000/留学生(学部・院・研究生)50,000 ※最長2年間	3月中旬	4月10日
10 財団法人坂田育英会	○	○	福岡県内居住者の子弟で、大学、大学院に進学または在学する優秀な学生で、経済的理由により就学困難な者	○			○	学部・院生/10,000		3月15日
11 財団法人金澤記念育英財団	○		①福岡県内に生活の本拠を有する者の子弟(留学生はこの条件を除く)②地方公共団体・日本学生支援機構その他の団体から奨学金の支給もしくは貸与を受ける予定でない者。③経済的な理由の目安は、親権者の年収(所得)400万程度を上限とする。	○			○	学部生30,000/海外留学大学生50,000/大学院生70,000	5月下旬	6月5日
12 財団法人二又教育文化振興奨学会	○		福岡県内に居住する者(家計支持者を含む)で、福岡県内の大学に在学する学生で日本学生支援機構その他の団体からの学費の援助を受けていない者で向学心に富み、かつ、経済的理由で学費の支弁が困難と認められるものに限る。	○			○	学部生25,000	4月中旬	5月22日
13 公益信託松尾金蔵 記念奨学基金	○		大学院において文学、哲学、言語学、人文地理学、文化人類学、教育学、心理学、社会学、史学を学ぶ、修士課程(博士前期課程)及び博士課程(博士後期課程)1年次の学生(留学生を除く)で次の各号に該当すると認められるもの。①就学上奨学金の援助を必要とする者②原則として他の奨学金(日本学生支援機構を含む)を受給していない者③品行方正、健康で学業成績が優秀な者。④年齢が30歳以下の者。	○			○	年額100万円	2月中旬	4月7日
14 北九州市教育委員会 杉浦奨学金	○	○	①北九州市内に1年以上住所(住民票)を有する人の子弟であること②大学(院)に在学していること。③芸術文化、学術、スポーツの各分野において優れた成績を残し、将来にわたりの分野において活動を継続する人④将来的に北九州市の新興に積極的な貢献が期待される人物として、学長の推薦を受けた人。	○			○	20万円	8月中旬	9月15日
15 財団法人山口県ひとづくり財団	○		①保護者が山口県内に生活の本拠を有しており、大学(大学院を除く)に在学している人。②向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる人。③日本学生支援機構やその他の奨学生でない人。	○	○	○	○	学部生43,000	3月下旬	5月1日
16 公益信託原学園 ナイチンゲール奨学基金	○		①福岡県内の看護学校に在学する学生②学業、人物ともに優秀であり、かつ健康である者。③経済的な理由により就学困難な者。	○			○	学部生25,000	4月上旬	5月8日
17 鳥取県看護師等 修学資金貸付制度	○	○	看護職(保健師、助産師、看護師、準看護師)を養成する学校、大学院の修士課程に在学している者で、卒業後、鳥取県内の医療機関等で看護職として従事する意志のある者。	○	○	○	○	学部生48,000/大学院修士課程83,000		4月
18 財団法人安田記念医学財団	○		看護大学において看護及び保険等の学部(学科)の大学院学生等で、癌撲滅事業に熱意のある者(国内在住者)。	○			○	1件50万円	5月下旬	6月15日
19 財団法人国際看護師協会 東京大会記念奨学基金			日本国民であって保健師助産師看護師法による保健師・助産師または看護師の免許を有し、心身ともに健全な者で、いずれにも該当する者。①認定看護師教育課程に受講を許可された者、または在籍している者。②認定看護師教育課程修了後、保健医療分野の現場に2年間以上就業する意思のある者。③他の奨学金を受けていないこと。	○	○	○	○	総額120万円以内	12月中旬	前期:2/10~3/14、後期:6/15~7/24 ※個人応募

* そのほか、九州・沖縄の奨学金情報はこちらをご覧ください。日本学生支援機構HP内
http://www.jasso.go.jp/s_kyushu/s_info_kyushu.html